

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
税金の納税猶予や納税に関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった方、納期限までの納付が困難な方	税金の納税猶予等について、申請や相談を受け付けています。	●	●	●	●	●		【市税について】 収納課 ☎ 224-5019 【県税について】 総合県税事務所 ☎ 234-9560 【国税について】 国税局猶予相談センター(関東信越国税局) ☎ 048-615-3007 ※国税の猶予申請書は所轄の税務署へ提出	相談
畜産・酪農の事業継続支援	新型コロナウイルス感染拡大により経営悪化が懸念される畜産農家	計画出荷に伴う追加経費や生産コスト低減等取組みへの支援、経営安定交付金に係る農家負担金の納付猶予		●	●				農林水産省 生産局畜産企画課 ☎ 03-3502-0874	猶予
花きの販売促進支援	農業者等	インターネット販売、公共施設等における花きの活用拡大の取組みへの支援		●	●				農林水産省 生産局園芸作物課 ☎ 03-3502-5958	その他
野菜価格安定対策事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、野菜価格の下落により収入が減少した農業者	補給金に係る生産者負担金の納付猶予		●	●				農林水産省 生産局園芸作物課 ☎ 03-3502-5961	猶予
農業保険制度	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者等	収入保険・農業共済の保険料の支払い期限の延長		●	●			●	長野県農業共済組合 ☎ 217-5800	猶予
道路等占用料の納入期限延長	道路や法定外公共物の占有者	外出自粛要請などにより期限までに道路等占用料の納入が困難で、期限の延長を申請する方	▲	▲	▲	▲	▲		監理課占用担当 ☎ 224-5044	猶予
水道料金の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	水道料金等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●				●	【長野市内の水道料金(篠ノ井、川中島、更北地区を除く)に関する事】 シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071 【篠ノ井、川中島、更北地区の水道料金に関する事】 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 川中島事務所 ☎ 0120-971-105(フリーダイヤル) 長野県川中島水道管理事務所 ☎ 284-1700	相談
下水道使用料の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	下水道使用料等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●				●	シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071	相談